

平成28年12月12日（月）

特許庁庁舎16階 特別会議室

産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会
第9回意匠審査基準ワーキンググループ議事録

特 許 庁

目 次

1. 開	会	1
2. 座長紹介		1
3. 座長挨拶		1
4. 委員紹介		2
5. 特許庁挨拶		2
6. 配布資料確認		4
7. 会議の公開について		6
8. ハーグ協定のジュネーブ改正協定への加入及び画像を含む意匠の登録要件に 関する意匠審査基準改訂後の状況		6
9. 意匠制度の利便性向上に向けた運用の見直し		9
10. 意匠の新規性喪失の例外規定の適用に係る運用の明確化		15
11. 今後の予定		31
12. 閉	会	33

開 会

○前畑意匠審査基準室長 では、定刻になりましたので。皆さん、こんにちは。ただいまから、産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会第9回意匠審査基準ワーキンググループを開催いたします。

本日はお忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

私は事務局を務めております、特許庁意匠課意匠審査基準室の前畑でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

座らせていただきます。

座 長 紹 介

○前畑意匠審査基準室長 まず、議事に先立ちまして御報告がございます。本意匠審査基準ワーキンググループは、昨年11月の第8回開催以来、約1年ぶりの開催となり、その間に座長の交代がございました。ワーキンググループの座長は、産業構造審議会の運営規定により小委員会の委員長が指名する者とされており、この規定に基づき、意匠制度小委員会の茶園成樹委員長から、桜坂法律事務所弁護士の古城春実委員を座長として御指名いただいております。古城委員御本人にも御内諾をいただいておりますので、古城委員に座長をお願いいたしたいと思っております。

座 長 挨拶

○前畑意匠審査基準室長 それでは、古城座長から一言御挨拶をお願いいたします。

○古城座長 今回から座長を務めさせていただきます、弁護士の古城春実と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○前畑意匠審査基準室長 ありがとうございます。

以降の議事進行を古城座長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員紹介

○古城座長 それでは、本日は今年度最初の会合ですので、事務局から委員の皆様の御紹介をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○前畑意匠審査基準室長 それでは、委員の皆様を五十音順で御紹介させていただきます。

大阪大学大学院法学研究科准教授、青木大也委員。

一般社団法人日本知的財産協会意匠委員会委員長、株式会社リコー知財本部知財22Gグループリーダー、上野徹委員。

一般社団法人日本自動車工業会知的財産専門部会副部会長、日産自動車株式会社知的財産部課長、金子俊幸委員。

阿部・井窪・片山法律事務所弁護士・弁理士、黒田薫委員。

公益財団法人東京都中小企業振興公社東京都知的財産総合センター知財戦略アドバイザー、小山雅夫委員。

日本弁理士会意匠委員会委員、TMI 総合法律事務所弁理士、林美和委員。

有限会社シーダブリュエス代表取締役、堀越敏晴委員。

よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○古城座長 どうもありがとうございました。

特許庁挨拶

○古城座長 それでは続けて、特許庁を代表して澤井審査第一部長から一言御挨拶をお願いいたします。

○澤井審査第一部長 座長、ありがとうございます。審査第一部長の澤井でございます。本日のワーキンググループ開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

座長を初め委員の皆様におかれましては、年末の大変御多用のところ御参集くださりまして、まことにありがとうございます。一昨年12月、本ワーキンググループにおいて、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に対応した意匠審査基準の改訂についての中間報告をまとめていただきました。

また、これとともに、昨年11月には画像を含む意匠に関する意匠審査基準の改訂についての報告書もおまとめいただいております。両報告書はいずれも意匠制度において大変重要な2つのテーマについて、私どもの進むべき方向性をお示しいただいたものでございます。両報告書を受け、昨年4月にはハーグ協定のジュネーブ改正協定に対応した意匠審査基準の改訂を行い、また本年3月には画像を含む意匠に関する改訂も行いました。既にいずれの改訂基準につきましても、審査における運用が行われているところでございます。

この間、同協定に基づく我が国ユーザーによる国際出願及び、我が国を指定国とする国際出願が積極的に行われており、既にユーザーの皆様の間において、この新たなルールが成果を上げ始めているところでございます。また、本年の基準改訂によって新たに意匠登録の対象に加えられました、付加機能を有する電子計算機に関する画像につきましても、既に200件を超える御出願をいただいております。情報通信技術の急速な進展に伴いまして、新たな創作に資する機動力の一つになっていることを、大変うれしく思っております。

さて、本日はさらに魅力ある意匠制度の実現のために、意匠制度の利便性の向上に向けた運用の見直しの方向性につきまして、皆様に御議論いただければと存じます。我が国におきましては先ほど申し上げましたように、ハーグ協定への加入に加え、先月、北京において第2回意匠五庁会合、ID5が行われました。この中で、意匠制度や審査実務の研究等を初めとする12の協力プロジェクトが立ち上がり、意匠分野の国際協力がいよいよ始動するなど、意匠審査の運用においても国際協調を意識した見直しの必要性がますます高まってきております。

加えて、物から事への価値観が移行しつつある現代社会において、デザインはイノベーション創出や企業のブランド確立において重要な役割を果たすなど、重要性が一層増しているところでございます。

そこで本ワーキンググループにおいて、企業のデザイン活動の実態に即しつつ、国際協調を意識した意匠登録出願手続の利便性の向上に向けた、意匠審査の運用の見直しについて御検討いただければと存じます。

今回は特に、ユーザーの皆様から要望の多い意匠の新規性喪失の例外規定の適用に係る運用につきまして、またグローバルな出願を行う上で最も障壁になりやすい願書及び図面の記載要件、さらには参考図の取り扱いの3点について、御議論をお願い申し上げます。

委員の皆様には独創的かつイノベティブなデザインに対する、強く、広く、役に立つ意匠権の付与に向け、ぜひとも忌憚のない御議論をお願いしたいと存じます。どうぞよろ

しくお願いいたします。

○古城座長 どうもありがとうございました。

配布資料確認

○古城座長 それでは次に事務局から、本日の配布資料の確認をお願いいたします。

○前畑意匠審査基準室長 それではまず、本日の資料の確認をさせていただきます。経済産業省の方針としまして、ペーパーレス化を推進しておりますことから、本日のワーキンググループにおきましても、座席表及びタブレットの使い方につきましてはお元に紙で配布しておりますが、それ以外の資料につきましてはタブレットで御覧いただくことにいたしました。

簡単にタブレットの使用方法を御案内させていただきます。お手元に「タブレットの使い方」という紙を御用意させていただいておりますので、そちらの紙を御覧いただきながら、タブレットを操作していただければと思います。

タブレットを横向きに持っていたときに、右上のほうに電源ボタンがございますので、そちらを押していただきますと画面が立ち上がります。画面のところに鍵のマークが出てくるかと思いますが、そちらを指でタッチしていただきまして、右のほうに動かしていただくとロックが解除されます。

画面が開きますと、本棚のような画面が出てまいります。そちらに複数のファイルが入っていることが御確認いただけますでしょうか。ただし、本棚のような画面がございますが、こちらで使います資料番号は【】内のものが本日使います資料番号でございますので、本棚のような画面の場合はタブレットを横にしていただきまして、資料を開いたら縦にさせていただきますと、より大きな資料が御覧になれると思いますので、大変申しわけございませんが、縦横の操作をよろしくお願いいたします。

では、こちらの複数のファイルに従って、配布資料の確認をさせていただきます。右上から本日の審議会で使用いたします、議事次第、配布資料一覧がございます。その次が委員名簿でございます。その次に資料1、会議の公開について（案）。資料2がハーグ協定のジュネーブ改正協定への加入及び画像を含む意匠の登録要件に関する意匠審査基準改訂後の状況。資料3が意匠制度の利便性向上に向けた運用の見直し。資料4が意匠の新規性喪失の例外規定の適用に係る運用の明確化。資料5が今後の予定でございます。

さらに参考資料1、平成28年度産業財産権制度問題研究「意匠制度の利便性向上に向けた運用の見直しに関する調査研究」実施概要。参考資料2-1、意匠の新規性喪失の例外規定の概要・沿革。参考資料2-2、意匠審査基準（抜粋）第3部新規性の喪失の例外。参考資料2-3、意匠審査便覧（抜粋）。参考資料2-4、意匠の新規性喪失の例外規定（意匠法第4条第2項）についてのQ&A集。参考資料2-5、平成11年改正意匠法 意匠審査の運用基準。参考資料2-6、特許・実用新案基準（抜粋）第Ⅲ部第2章第5節発明の新規性喪失の例外。

以上、計14種類の資料のデータでございます。

資料を御覧いただくには、例えば「資料3、意匠制度の利便性向上に向けた運用の見直し」というアイコンを指でタッチしていただきますと、そのファイルが開きます。タブレットが横向きですと、先ほども御説明させていただきましたように資料が小さく表示されますが、資料をあけていただきましたら縦向きに変えていただきますと、少し大きく表示されます。あとは画面上で右から左へ向けてめくるような感覚で指を動かしていただきますと次のページへ移っていただけますので、このような形で資料を御参照いただければと思います。

また、違う資料を御覧になりたい場合には、右上のほうに「一覧へ」というボタンがございます。この「一覧へ」を押していただきますと、また本棚の画面に戻りますので、そちらで見たい資料を選んでいただければ中身を確認いただけます。本棚の画面につきましては資料番号が【】内になりますので、申しわけございませんがタブレットを横向きにして御覧になっていただければと思います。

操作にお困りになった場合には手を挙げて合図をしていただければ、今、手を挙げております担当の者が対応いたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございますが、特に問題ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それから、もう1点お願いがございます。議事録作成の都合上、御発言の際にはお手元のマイクの緑色のスイッチをお入れいただき、指名されましたらマイクを近づけて御発言いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○古城座長 どうもありがとうございました。

会議の公開について

○古城座長 続きますして、議事次第2. 「会議の公開について」でございます。

議論に先立ちまして、本ワーキンググループの議事の運営について事務局から説明を伺った上、皆様の御同意を得ておきたいと思えます。

事務局から説明をお願いいたします。

○前畑意匠審査基準室長 資料1を御覧ください。本会議は原則として公開いたします。

配布資料、議事要旨、又は議事録も原則として公開いたします。

ただし、個別の事情に応じて会議又は資料を非公開にするかどうかについての判断は、座長に一任するものといたします。

○古城座長 ただいまの事務局からの説明について、御異議ございますでしょうか。

よろしければ了承いただいたということで、このまま進めさせていただきます。ありがとうございました。

ハーグ協定のジュネーブ改正協定への加入及び画像を含む意匠の登録要件に関する意匠審査基準改訂後の状況

○古城座長 次の議題に移ります。議事次第3. 「ハーグ協定のジュネーブ改正協定への加入及び画像を含む意匠の登録要件に関する意匠審査基準改訂後の状況」でございます。

事務局からの説明をお願いいたします。

○前畑意匠審査基準室長 資料2に基づいて、ハーグ協定のジュネーブ改正協定への加入及び画像を含む意匠の登録要件に関する意匠審査基準改訂後の状況について、御報告させていただきます。

こちらに関しましては前回、第8回までの意匠審査基準ワーキンググループでの検討がございました意匠審査基準の改訂につきまして、皆様方に前回までの御報告ということで、事務局から御説明させていただきます。

まず、ハーグ協定のジュネーブ改正協定加入に対応した意匠審査基準の改訂についてでございます。こちらは意匠審査基準ワーキンググループの第1回から第3回にかけての議論で基準の改訂を行いました。

我が国を指定国とする国際出願につきましては、国際登録され、国際公表されると我が

国の意匠登録出願とみなされることから、その出願の実態的要件に関する審査判断は、国内出願についての審査判断に準じて行うことを明記いたしました。

ただし、国内出願とは手続形式が異なる国際出願を新たに取り扱うことになるため、これから申し上げますような観点から、意匠審査基準を追加整備いたしました。

国際意匠登録出願を我が国の意匠登録出願として適切に審査するために、明確にする必要がある事項につきまして整備いたしました。具体的には、（第11部国際意匠登録出願の新設）を行いました。例）でございますが、国際登録簿に記録された事項と意匠登録出願の願書又は図面に記載すべき事項との対応関係について明記いたしました。

次に、国際出願の受け入れによって生じる国内出願の審査への影響を鑑みまして整備いたしました。例えば、先願が国際意匠登録出願である場合の先後願の判断基準について、基準を明記させていただきました。

最後に、ジュネーブ改正協定の趣旨を踏まえた審査手続の進め方について整備させていただきました。例）といたしまして、拒絶の通報をすべき場合について整備させていただきました。

その後、我が国での同協定発効（平成27年5月13日）以降、改訂いたしました意匠審査基準に基づく運用を開始させていただきました。

次のページにいきますと、意匠の国際登録制度の利用状況として運用を開始した後、どのような件数、利用状況か、簡単でございますが説明させていただきます。

まず、日本国出願人による海外へのハーグ国際出願件数でございます。青の線が出願数、赤の線が意匠数でございます。こちらに関しましては、2015年5月に運用を開始した当初は、出願数で言いますと5件でございますが、それから約1年半後の2016年10月時点で、5件だったものが40件ということで、だんだんと増加傾向にあると思われまます。利用のほうも進んできている状況でございます。

一方、外国出願人による日本へのハーグ国際出願件数といたしまして、下の棒グラフの白抜き部分でございますが、参考までにハーグ制度によらない直接出願について件数を書いております。2015年から受付開始しておりますが、上の赤い帯の部分がハーグ国際出願によるものでございます。

こちらにつきましては2015年5月から運用を開始いたしまして、2015年は1194件でございます。2016年になりまして、8月までの出願、ハーグ国際出願に関しましては2016年に
出願された国際出願をカウントしておりますが1351となっております、いずれも増加傾

向にあると思われます。こういったことで徐々にではございますが、ハーグによる国際意匠登録出願の利用状況につきましても、内外ともに増加傾向にあると思われます。

次のページは、我が国を指定した意匠の国際出願及び国際意匠登録出願の状況でございます。こちらの円グラフは日本意匠分類別に見たものでございまして、国際意匠登録出願件数をパーセンテージで示しております。

こちらで見させていただきますと、一番利用が多うございますのが、Bの衣服及び身の回り品となっております。次に多いのが、Jの一般機械器具でございます。その次に多いのがCの生活用品となっており、どちらかといいますと衣服関係や生活用品関係、身の回り品で件数を伸ばしている状況でございます。

ハーグの出願につきましてもの御報告は以上とさせていただきます。

次にスライド番号4、画像を含む意匠に関する意匠審査基準の改訂についての御報告をさせていただきます。こちらに関しましては、ワーキンググループの第4回から第8回にかけて検討させていただきまして、その後基準改訂をしたものでございます。今年度4月から運用を開始しているものでございます。

改正概要につきましては、物品で用いられる画像について、物品に「あらかじめ記録」された画像であることを求めていた基準を緩和しまして、時期を問わず、物品に「記録」されたことをもって物品と一体化した「意匠」を構成する画像と認め、意匠登録の対象といたしました。

また、具体的な機能を実現するソフトウェアのインストールによって電子計算機に記録された画像を、付加機能を有する電子計算機の「意匠」を構成する画像と認め、意匠登録の対象とさせていただきます。

こちらにつきましては、意匠に係る物品の欄の記載を「〇〇機能付き電子計算機」として御出願いただくことになっております。

ただし、物品の外部からの信号によって表示される画像や、物品から独立したコンテンツの画像は、引き続き登録の対象とはいたしておりません。

こちらは先ほども申し上げましたが、平成28年4月1日以降の意匠登録出願に、上記改訂意匠審査基準を適用しております。

下の図でございますが、左側が改訂前から登録の対象としていた画像です。こちらは物品に「あらかじめ記録」された画像が条件でございました。右側には改訂により登録の対象として追加した画像を記載し、先ほども御説明いたしましたように、時期を問わず、物

品に「記録」された画像であれば、登録対象とするような拡大をさせていただいております。

次に、基準改訂後の画像を含む意匠の出願動向につきまして、御紹介させていただきたいと思っております。この棒グラフ自体は、画像を含む意匠の出願件数の推移を示しております。ことしの4月から運用開始でございますので、実際、新しく拡大した部分について含んでおります棒は、最後の一番右端の2016年と書かれている部分でございます、かつ2016年10月までのデータでございます。

右側でございます画像意匠の出願全体に対する割合でございますが、2011年の2.1%から始まりまして、2016年は3.5%ということで、前年の2015年の3.3%よりも、既に10月段階で3.5%と、若干ではございますが増加傾向と言えます。

また、棒グラフの中に青い線をとっておりますのが、画像意匠の出願者数でございます。ユーザーの利用者の数も昨年度と比べまして徐々にふえておりますので、今後も徐々にではございますが、出願も増加していくものと思われれます。

先ほど澤井部長の挨拶でもございましたが、意匠に係る物品で付加機能付きの電子計算機ということで、「〇〇機能付き電子計算機」という物品名で出願件数を調べましたところ、2016年4月から10月にかけて、既に217件の御出願がございました。

以上をもちまして、前回までの意匠審査基準ワーキンググループでの検討がございました改正事項を御報告させていただきました。

○古城座長 御報告どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの説明について、御意見、御質問ございましたら、どうぞ御発言をお願いいたします。

何でも結構ですが、ございませんでしょうか。

では、特に今回は御発言がないようですので、次の議題に移りたいと思います。

意匠制度の利便性向上に向けた運用の見直し

○古城座長 次の議題は、議事次第4. 「意匠制度の利便性向上に向けた運用の見直し」でございます。

では、事務局から説明をお願いいたします。

○前畑意匠審査基準室長 議事次第4. 「意匠制度の利便性向上に向けた運用の見直し」

ということで、資料3を御説明させていただきます。

今年度は、昨年度までの、今御紹介させていただきました画像意匠の見直しや、ハーグ協定に加盟する際に調整いたしました意匠審査基準の改訂から一新いたしまして、今年度のテーマといたしましては、意匠制度の利便性向上に向けた運用の見直しという観点から、意匠審査基準を改訂していきたいと思っております。

まず、1. このような検討を行う背景でございますが、我が国におきましては、企業の事業活動の一層のグローバル化に加え、意匠制度につきましては、先ほども御紹介させていただきましたが、平成27年5月のハーグ協定ジュネーブ改正協定に基づく国際出願についての運用開始がございました。また、同年11月に創設され、本年11月に第2回年次会合が開催されましたID5（意匠五庁会合）に基づく、種々のプロジェクトが遂行されております。また、意匠法条約の制定に向けた、WIPOにおける検討の動向等ございます。これらの動向に照らしまして、意匠制度の運用について、国際協調を意識した見直しの必要性が高まってきている状況でございます。

加えて、市場におけるデザインの重要性も増大いたしまして、模倣被害を防止しつつ、デザインによる自社ブランドの競争力を確保することが一層重要となっており、知的財産推進計画2016におきましても、我が国ユーザーによる意匠制度の利用促進を図るため、利便性を向上させるべく、手続の簡素化等に向けた検討を行うこととされております。

そこで、企業のデザイン活動の実態に即しつつ、国際協調を意識した、意匠登録出願手続の利便性向上を目的とする意匠制度の運用見直しの方向性について、早急に検討を行う必要性が生じてまいりました。

このような状況から、2. 検討事項といたしまして、本ワーキンググループにおきましては意匠制度の利便性の向上に係り、3つの観点により検討を行うこととさせていただきます。

まず（1）として、意匠の新規性喪失の例外規定の適用に係る運用について検討したいと思います。（2）に願書及び図面の記載要件、（3）として参考図の取り扱いの3点について、検討を行わせていただきたいと思います。

まず、観点の（1）意匠の新規性喪失の例外規定の適用に係る運用につきまして御説明させていただきますが、意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための、意匠法第4条第3項に規定する証明する書面について、その証明方法や記載すべき事項、証明者に関する御質問がユーザーの方々から日々寄せられております。また、当該証明者に関しまし

て、出願人みずからが作成した証明書だけでも、証明すべき事項が詳細に記載されていれば、一定の証拠力があるものとして取り扱うよう、運用改訂をすべきという御要望も寄せられております。

そこで、本ワーキンググループにおいては当該運用につきまして、広くユーザーの意向を確認しつつ、意匠審査基準上、審査において必要となる項目を網羅的に整備しまして、それらの明確化を図ることといたします。

続きまして、(2) 願書及び図面の記載要件でございます。平成27年5月に我が国におきまして、ハーグ協定のジュネーブ改正協定が発効したことを受けまして、内外の出願人に対して、意匠登録出願の手續に必要な時間やコストを抑えることで、権利取得のための機会を十分に確保しつつも、実体審査を経て明確な意匠権を設定するために、必要十分な願書及び願書に添付する図面の記載要件とはどのようなものか、検討を行いたいと思っております。

また、同協定に基づきまして、我が国を指定国とする国際出願について、我が国と他国の図面等の記載要件の違いから、国際意匠登録出願の図面表現等が、現行の我が国の意匠法施行規則の規定や、意匠審査基準にはそぐわない表現形式である場合も多うございます。こうしたケースについて、国際ルートの出願と国内ルートの出願に対する判断基準が、引き続き異ならないように留意しつつ、ユーザーの図面等の作成の負担もできるだけ軽減すべく、検討を行いたいと思っております。

加えまして、話は少し古くなりますが、平成10年意匠法改正により導入された、種々の図面表現がございます。こちらの図面表現につきましては、既にユーザーの間に定着している状況や、コンピューターグラフィクスによる作図技術の発達等に照らしまして、現行の図面等の記載要件について、国内出願、国際出願の別を問わず、出願意匠の開示の具体性を損なうことなく要件の緩和が可能な事項がないか、検討を行いたいと思っております。

次に、(3) 参考図の取り扱いについて御説明させていただきます。意匠登録出願手續におけます参考図といいますものは、出願の意匠の理解を助けるために必要な場合に記載すべきものでございますが、国内の意匠登録出願におきましては、出願の意匠の実施物や形態を改変した意匠など、本来であれば別個の意匠として意匠登録出願すべき意匠についても、参考図の位置づけで、一の意匠登録出願中に複数記載するような事例が多くなってきている状態でございます。

このような参考図の取り扱いにつきましては、現状、意匠審査基準において明確な規定

がないことから、ユーザーから審査上の取り扱いが不明確であるという声が寄せられております。また、出願人が提出する参考図が、先ほども御紹介しましたように、種々広範なものに及ぶことから、審査においても、その取り扱いを個別案件ごとに検討しなければならない状況となっております。

これらの状況に照らしまして、意匠審査における参考図の取り扱いについて検討いたしまして、意匠審査基準上、その取り扱いを明記いたしたいと思っております。

説明は以上でございます。後ほど御紹介いたしますが、今年度は第9回意匠審査基準ワーキンググループ以外に、最低あともう1回、第10回を開催する予定でございます。今回につきましては、今御説明させていただきましたように、今回の意匠審査基準の改訂の概要、どういったものを改訂したいかを御説明させていただいた上で、今回につきましては（1）の新規性喪失の例外規定の適用に係る運用の検討方針について、委員の皆様方に御検討いただきたいと思います。

今回の第10回におきまして、先ほど説明させていただきました（2）の願書及び図面の記載要件、（3）の参考図の取り扱いの2点の検討方針等について、委員の皆様方に御議論いただきたいと思います。

以上でございます。

○古城座長 ありがとうございます。

それでは今、事務局から運用見直しに関して、3点の方向での検討事項の説明をいただきました。これについて、何か御質問や御意見がございましたらどうぞ発言なさってください。

上野委員、お願いいたします。

○上野委員 説明ありがとうございます。確認なんですけど、（2）願書及び図面の記載要件の真ん中あたりで、「こうしたケースについて、国際ルートの出願と国内ルートの出願に対する判断基準が、引き続き異ならないように留意」と書かれているのですが、最初に御説明いただいたハーグ協定のジュネーブ改正に加入した審査基準改訂のところで、「国内出願について審査判断に準じて行うことを明記」と書いていらっしゃるんですが、どういう形で異なる状況が出てくるのでしょうか。

○前畑意匠審査基準室長 まず、国際ルートの出願のほうでございますが、無審査国の出願もでございます。日本では図面の数は六面図を必要としておりますが、無審査国につきましては代表的なもので言いますと、例えば斜視図一図とか二図といったような、六面図に

よって図面を表していただけていないケースがございます。

このようなケースについて、国内とハーグルートだからといって、「じゃあ二図でいいですよ」ということはしておりません。意匠を具体的に理解するためには必要ですということで、拒絶通報を行っております。主にはこのような違いが出ている状況でございます。よろしいでしょうか。

○上野委員 判断基準は変わっていないですね、今のお話。

○前畑意匠審査基準室長 はい、判断基準は変わっておりません。ですので、「引き続き異ならないように」としておりますのは、今もダブルスタンダードにはしておりませんので、引き続き異ならないように気をつけながらという意味でございます。

○上野委員 わかりました。

○古城座長 ほかにどなたか御質問等ございますでしょうか。

お願いいたします。

○小山委員 今の質問にちょっと関連するんですが、文言上、確かにハーグ協定の図面要件と日本の要件はかなり違うという点もわかりますし、新規性喪失の例外も重要だということがわかるんですが、そのボリューム感が全然分からないんですね。

2つほどお願いしたいんですが、ハーグ協定につきまして、今、御説明いただいた無審査国で図面を二図ぐらいで出されて、日本の図面要件に合わないということはわかるんですが、例えば特許庁さんが昨年やられたハーグ協定加盟のときの記念シンポジウムで、WIPOとか長官とか欧米のいろいろな担当者が集まった中で、日本よりも1年早くハーグ協定に加盟した韓国特許庁さん、KIPOさんが、やはり図面要件やいろいろな方式要件で、何条に関して何件の拒絶理由があったという形で個別具体的な件数が公表されてきました。——日本の場合、事例は例示できないと思うんですが、方式的な要件で不一致が出ているかの件数レベルで開示いただくと、この検討のボリューム感がわかるのかなと思います。

もう1点が新規性喪失の例外なんですが、これもとても大事な制度ということは理解しているんですが、実際、新規性喪失の例外を申請された方、いわゆる申請だけの方と、実際新規性喪失を考慮して、新規性を落としたことは撤回されたものの、件数レベルで結構ですが、そのボリューム感がもしおわかりになれば開示していただきたいと思います。

以上です。

○前畑意匠審査基準室長 まずハーグのほうでございしますが、どの条文で、どの程度ハー

グ協定の御出願いただいたものが拒絶通報を受けたかという情報があったほうがわかりやすいということになりますが、次回でございますが、基準案を提示するときに一緒に提示させていただいて御検討いただきたいと思いますが、こちらもハーグ・エクスプレス等で公開されているもののデータにとどまると思います。それ以外は出せないところもございますので、その点は御容赦ください。

4条2項につきましては、お願いの御趣旨としましては、どのくらい申請があって、どのくらいが……

○小山委員 今、実際には新規性喪失の例外の資料を見て、新規性を喪失された方が撤回されたかということがもしわかるのであれば、そういうデータは……

○前畑意匠審査基準室長 撤回ですか。

○小山委員 はい。

○前畑意匠審査基準室長 適用が認められなかったと。

○小山委員 適用が認められた事例ですね。

○前畑意匠審査基準室長 認められた事例ですか。意匠ですと、公報のほうに「新規性喪失の例外規定の適用の申請がありました」という記載がございますので、その上で、認めた、認められないというのがはっきりしてしまいますと、無効理由を明らかに抱えているというのもわかってしまいますので、意匠の場合はそこで認めた例、認めらなかった例を、データとしてお示しすることがちょっと難しい状況でございます。どういうデータがお示しできるかは検討させていただきたいのですが、基本的には難しいとお考えいただいた上で、その中でできます範囲で、次回また御相談させていただければと思います。

○小山委員 よろしくお願いします。

○古城座長 ほかにいかがでしょうか。

お願いいたします。

○堀越委員 堀越です。

きょうの審議ではないということですが、参考図の取り扱いがございます。こちらも一体どんな参考図が出ているのかというのは、自分が手がけた分野ぐらいいし分からないので、問題になっているような参考図のあり方を例示していただければと思うんですが。

○前畑意匠審査基準室長 わかりました。ただし、本物の出願はなかなかお見せできないところもございますので、こちらでタイプ別に、このようなタイプ、このようなタイプということで類型別に次回お示しさせていただいて、御相談させていただくということでも

よろしいでしょうか。

○堀越委員 はい、結構です。

○古城座長 御回答ありがとうございます。

ほかに御質問ございませんでしょうか。

黒田委員、お願いします。

○黒田委員 黒田です。

資料3の1ページに、見直しの方向性として、「国際協調を意識した利便性向上」とあったんですが、きょう議論するという新規性喪失の例外規定も、国際協調の観点から検討するということになるのでしょうか。

○前畑意匠審査基準室長 そうですね、ハーグルートの出願に関しましても、新規性喪失の例外規定を使えますので。日本でも証明書をどう書いたらいいか分からないといった苦勞が皆さんおありのようですので、海外の方々でも、手続についてできるだけ簡素化できましたら利用しやすいのではないかという観点から、こちらの国際協調も視野に置いて、今回議題にしております。

○黒田委員 ありがとうございます。

○古城座長 ほかはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは一応、議事次第4の運用の見直しの方向性については今のところ、今出していたいただいたような御質問程度ということでしたので、次の議題に移らせていただきます。

意匠の新規性喪失の例外規定の適用に係る運用の明確化

○古城座長 次は、議事次第5. 「意匠の新規性喪失の例外規定の適用に係る運用の明確化」でございますが、事務局から説明をお願いいたします。

○前畑意匠審査基準室長 議事次第5 「意匠の新規性喪失の例外規定の適用に係る運用の明確化」、資料4になります。

(1) 制度の概要といたしましては、簡単ではございますが、意匠登録出願より前に公開された意匠は、原則意匠登録を受けることができません。しかし、みずからが創作した意匠を公開した後に、その意匠について、意匠登録出願をしても一切登録を受けることが

できないとすると、創作者にとって酷な場合がございます。また、そのように一律に意匠登録を受けることができないとすることは、産業の発達への寄与という意匠法の趣旨にもそぐわないこととなります。したがって意匠法では、特定の条件の下で意匠を公開した後、意匠登録出願をした場合には、さきの公開によって、その意匠の新規性が喪失しないものとして取り扱う規定、すなわち意匠の新規性喪失の例外規定（意匠法第4条）が設けられています。

今、申しあげました要件といたしますのは、要件1、要件2とございますが、意匠の公開日から6月以内に意匠登録出願をしたこと。2番目が、権利者の行為に起因して意匠が公開され、権利者が意匠登録出願をしたことという要件でございます。

また、これら要件を満たすことを証明する書面ですが、意匠登録出願の日から30日以内に提出する等の手続が必要でございます。

（1）概要については以上でございます。

次に（2）沿革についてですが、こちらは意匠の新規性喪失の例外規定の適用対象となる意匠の公開態様に着目した制度改正につきまして御紹介させていただきます。平成11年法改正によりまして、電気通信回線を通じた公表、いわゆるインターネットを通じて行った公表が適用対象となりました。また、公表された意匠と同一でない意匠を出願した場合についても適用対象となるという拡大が行われましたが、それ以外について、公開態様につきましては、昭和34年の現行法制定時から変更はございません。

なお、平成24年には、出願人からの問い合わせの多い事項をまとめた「意匠の新規性喪失の例外規定についてのQ&A集」を特許庁ホームページにおいて公表しております。

次に、2. 現状につきましては2ページになりますが、（1）意匠法第4条第2項適用の申請件数といたしましては、2015年の意匠登録出願件数の2万9903件に対しまして、第4条第2項の適用の申請が行われた出願は1900件ございまして、全出願の6.4%でございます。

権利者の行為に起因するあらゆる公開態様が適用対象とされますが、意匠登録出願の図面等が、そのまま製品の外観となることの多い意匠の性格上、インターネットサイトや展示会、販売、自社カタログ等の刊行物記載などのように、商取引のための出願前公知の実態が多い状態でございます。

こちらは一番下の円グラフに表しておりますが、インターネット、展示会、販売など、こちらだけで全体の75%近くを占めております。他方で、特許などで多い学会などでの出

願前公知はほとんど見られません。

また、下の棒グラフでございますが、中小企業や個人による利用も、ほかの制度と違って非常に多い状態でございます。

このように、手続が不慣れな方の利用が多いにもかかわらず、インターネットサイトによる公表という、証明するのに難しい公表の態様が多くなってきましたので、今回運用を改めたいと思っております。

3 ページの(2) 我が国における現行の運用といたしまして、意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする出願の取り扱いにつきまして、意匠審査基準上は、その原則的な適用のための要件等は記載しております。先ほども御紹介させていただきました、要件1、2についての基準上の記載はございます。ただし、意匠法第4条第2項に規定する、証明書に記載すべき事項等、手続事項については、意匠審査便覧及び「意匠の新規性喪失の例外規定についてのQ&A集」に記載しており、基準のほうには手続事項については一切記載がございません。加えて、平成11年改正による意匠法第4条についての解説が、「平成11年改正意匠法 意匠審査の運用基準」がございまして、こちらは特許庁ホームページに掲載されている状態でございます。

現在、基準のほうに、証明書に記載すべき事項等、手続事項については何も記載がございませんという話をさせていただきましたが、意匠審査においてはそれ以外にも意匠審査便覧に基づきまして、意匠法第4条第2項に規定する証明書の記載について、その客観性の担保のため、原則第三者による証明を求めています。

一方、特許・実用新案基準では、「発明の新規性喪失の例外」の項に新規性喪失の例外に関する記載がございまして、「証明する書面」に基づく判断についても記載されている状況でございます。

2. 現状は以上でございます。

次に、3. 問題の所在と対応の方向性ということで【審議事項】でございます。意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための、意匠法第4条第3項に規定します証明する書面について、その証明方法や記載すべき事項、証明者等に関し、社会の情報化の進展に伴う商品の販売形態の変化から、出願前の公開態様も、インターネットによるものが増加しております。このように公開態様が多様化していることから、ユーザーから、日々多数の問い合わせが寄せられている状況でございます。また、当該証明者に関しまして、出願人みずからが作成した証明する書面だけでも、証明すべき事項が詳細に記載されていれば、

一定の証明力があるものとして取り扱うよう、運用改訂をすべきとの要望も寄せられています。

そこで、当該運用につきまして、広くユーザーの意向を確認しつつ、意匠審査基準上、審査において必要となる項目を網羅的に整備しまして、それらの明確化を図ってはいかがでしょうかということで、今回の議題とさせていただきます。

論点が1と2とございますが、まず論点1として、「証明する書面」に基づく判断に関する記載の審査基準への明示とさせていただきます。1-1としまして、「証明する書面」に記載すべき事項の審査基準への明示といたしまして、(a)問題の所在でございますが、「証明する書面」については先ほども御紹介させていただきましたように、法定の書式はございません。幅広い形式の証拠を証明する書面として取り扱い得るものであり、意匠審査基準におきまして、その「証明する書面」に記載すべき事項の記載等はなされておられません。社会の情報化による、これら意匠の公開態様の多様化に伴いまして、「証明する書面」の記載内容も複雑化いたしまして、中小企業や個人のユーザーから、「証明する書面」の作成方法についての問い合わせが日々寄せられています。また、審査における当該規定の適用の判断も多様化しておりまして、さまざまな形式の証明書が提出されることから困難な状態になってきております。

(b)対応の方向性(事務局案)でございますが、「証明する書面」に記載すべき事項を表した代表的な書式等を意匠審査基準に明示し、それに従った証明すべき事項の記載内容が適切にされていれば、原則として要件を満たすと判断し、意匠法第4条2項の適用を認めることとしてはどうかといった提案をさせていただきます。

(c)留意点といたしまして、証明すべき事項に関する記載が意匠審査基準に明示されることにより、審査官が当該規定の適用を受けようとする出願の審査をする際の判断基準となるだけでなく、出願人にとっても広く利用が期待でき、適正な手続に資するのではないかと考えております。

もう1点は少し違う観点でございますが、権利者の行為に起因して公開された意匠が複数存在する場合は、この意匠と申しますのは同一意匠が複数という意味ですが、権利者の行為に起因して、同一意匠が複数存在する場合に、「証明する書面」が提出されていなくても、意匠法第4条第2項の規定の適用を受けることができる意匠の取り扱いについても、留意事項として追加すべきではないかと考えております。

ただ、同一意匠が複数存在するということですので、いわゆる意匠で言いますと二次公

開と呼ばれておりました、例えばですが、ニュースリリースで製品を発表しました。それを受けまして、各社雑誌会社などがそのニュースリリースを見て、いろいろなメディアで公表されるといった、ニュースリリースを受けて、こういう製品が発表されましたということで二次的に公表があった場合。

また、例えばですが、本社である製品を売り出す場合、本社と販売店さんがある場合ですが、本社で製品の販売をするという公表後、販売店で少しずつ時期がずれながら販売されます。日本全国に販売店を持っていらっしゃる場所などは、時期も若干変わりながら販売等がされる場合があると思います。そのような場合、日本全国の販売店がいつ、どこで、どういうふうにして売ったかを証明しなさいというのはとても酷な話でございますので、同一意匠が複数公開されてしまったというケースについては、証明する書面をすべての公開行為に関して提出されていない場合でも、第4条第2項の規定の適用を受けることができる、要するに例外的に証明する書面がなくても、適用を受けることができるという取り扱いを留意事項として追加したいと思っております。こちら提出に関するもので、証明する書面のあたりで、この留意事項を展開させていただけたらと思っております。

次に、1-2も証明する書面に関するところでございますが、出願人自身による証明する書面の取り扱いについて、問題提起させていただきたいと思っております。(a)問題の所在といたしまして、現行の運用では、冒頭説明させていただきましたが、出願人自身が作成した証明する書面のみが提出された場合、一般的には客観性が担保されないことから、意匠法第4条第2項の適用を認めないとした上で、客観性を担保するための証拠を補充することを認めております。こちらは意匠審査便覧の10.33に記載がございます。同運用は、出願初期における証明する書面作成の負担が大きいとの出願人からの指摘がございます。

また、特許法第30条第2項についての特許・実用新案基準及び特許・実用新案審査ハンドブックにおきましては、出願人みずから作成した証明する書面を一定の証拠力があるものとして、同規定の適用を認める旨の取り扱いを記載していますが、同じ特許庁に対して行う同種の手続でございますので、意匠についても同様の手続要件とすべきではないかということで、同じ特許庁内でダブルスタンダードはよくないということもございますので、同じような手続要件とすべきではないかということで、問題提起させていただきます。

そうは言っても、やはり無効理由を抱えるようでは困りますので、当該規定の適用を認めるか否かの判断に必要な情報の確保と、手続の利便性とのバランスをどうとすべきか検討する必要があるのではないかと考えております。

次に、(b) 対応の方向性として事務局案を提示させていただきます。出願人みずからが作成した証明する書面のみが提出された場合であっても、先ほど申しあげました、証明する書面に記載すべき事項を審査基準に明記いたしますので、これらの証明すべき事項が適切に記載されていれば、審査官は一定の証明力を認め、必ずしも第三者による証明する書面を要しない運用としたいと思っております。

併せて、次の①、②の内容も意匠審査基準に明示してはいかがでしょうかということで、まず第三者による証明する書面を要しない運用といたします。その上で、①書式に従った「証明する書面」と同程度の内容が記載された「証明する書面」が提出されていても、「公開された意匠」が意匠法第4条第2項の規定の適用を受けることができる意匠であることに疑義を抱かせる証拠を発見した場合には、審査官は、同条同項の規定の適用を認めないものと取り扱うこと。

例えばですが、証明する書面に記載してある事項で、このサイトにこの日に載せましたと記載されていても、そこの中に違う日付が載っていた場合、この日に本当に公開されたのでしょうかという疑義を抱かせるようなものを見つけてしまいましたということや、公開された意匠と出願された意匠の間に、ほかの公開された意匠が見つかった場合、審査官はどうするかというと、審査官は疑義を抱かせる証拠を発見した場合には、②「証明する書面」において「公開の事実」が明示的に記載された「公開された意匠」について、審査官が、第4条第2項の規定の適用を認めないとして拒絶理由通知をした後、出願人から意見書、上申書等により、同条同項の規定の適用は認められるべきであるとの主張がなされる場合があります。

またこの上申書にも、さらにこちらの公開の事実を固めるための証拠の追加などがあつたような場合には、審査官は「証明する書面」に記載された事項と併せて出願人の主張も考慮いたしまして、要件を満たすことについて証明されたか否かを再び判断することという記載をしたいと思います。要するに、もし疑義を抱かせた場合は、拒絶理由通知を通知します。通知後、出願人から意見書や上申書などで反駁があつた場合、審査官はさらにその反駁も考慮いたしまして、要件を満たすことについて証明されたかどうか、再び判断しますといった事項を、基準のほうに明記したいと思っております。

(c) 留意点といたしましては、ユーザーに対し、後から拒絶理由や無効理由が生じる可能性を回避するために、例えば、先ほどの説明のように拒絶理由が生じる場合もございませし、もっと悲劇な場合は、権利化された後に無効理由となってしまう場合もございま

すので、可能な限り出願人みずからによる、証明する書面に記載した事項が事実であることを裏づける資料を提出しておくのが望ましいといったような、注意喚起をしておくべきではないかと思っております。

論点1の、「証明する書面」に記載すべき事項の審査基準への明示ということは、証明する書面に記載すべき事項を基準上明記しますということと、出願人自身による証明する書面も、証明すべき事項が適切に記載されていれば、出願人自身による証明も認めて、こちらの第4条第2項の適用を認めるという運用の変更点でございます。こちらが論点1でございます。

論点2は意匠についての独自の問題でございます。こちらにつきましては、出願の意匠と類似する意匠を公開した場合等における適正な申請手続及び取り扱いの審査基準への明示ということで、(a)問題の所在といたしましては、現行制度におきましては、意匠登録出願前に、出願意匠のみならず、これに類似する意匠を公開した場合や、それら複数の意匠を公開した場合であっても、また類似関係にある本意匠及び関連意匠の複数の出願をした場合であっても、新規性喪失の例外規定の適用を受けることは可能でございます。当該適用を受けるため、手続及びその取り扱いについては、審査上重要な留意事項であるにもかかわらず、審査基準上は記載されておりません。なお、こちらにつきましては、審査基準説明会の場などにおいても、ユーザーから適正な手続についての質問が寄せられております。

何が問題か端的に申し上げますと、先ほどから申し上げますように、出願の意匠と同一の意匠を公開したのであれば、間違いなく出願人様は第4条2項の申請をしていただけと思っております。そうではなくて、同一の意匠も公開していますが、それと類似する意匠を公開している場合についても、本来、新規性喪失の例外規定の申請をしていただかなければならないのですが、同一のものだけ申請をして、類似のものについては忘れがちな状況でございます。そういった取り扱いについて、今まで意匠審査便覧にしか記載がございませんでしたが、基準上非常に重要な取り扱いになりますので、基準のほうに明記したいと思っております。

(b)対応の方向性は今申し上げましたが、類似する意匠を公開した場合などにおける適正な申請方法に関する取り扱いについて、意匠審査便覧42.44～42.46に記載がございしますが、審査上重要な留意事項でございますので、これを意匠審査基準に明示することとしてはどうでしょうかということで、事務局案として提案させていただきます。

(c) 留意点といたしましては、類似する複数の意匠を公開した場合等において、それらすべての公開意匠についての申請がない場合、要は申請漏れがあった場合ですが、当該意匠登録出願の取り扱いを意匠審査基準において明示すべきではないかということでございます。本取り扱いは、出願人にとっても出願管理上重要な事項でございますので、出願人の適正な手続にも資する内容だと思っておりますので、副次的な効果ではございますが、基準のほうに記載したいと思っております。

以上、論点1、論点2ということで、大きな観点2つにつきまして、意匠審査基準を改訂させていただきたいと思っております。

○古城座長 丁寧な説明ありがとうございました。

それでは、委員の皆様方から御質問、御意見等受け付けたいと思っております。きょう一番重要なところで、意匠の審査基準の改訂にもつながる事項でございますので、いろいろと御意見を伺いたいと思っております。よろしく願いいたします。

青木先生。

○青木委員 ふなれなもので恐縮です。1点確認ですが、今回、論点1-1と論点2に関しては、従前の運用を明確化されるという御趣旨だと思うんですけども、1-2については緩和するという感覚で理解してよろしいのでしょうか。

○前畑意匠審査基準室長 はい、青木委員のおっしゃるとおりでございますので、緩和するという方向性で考えております。

○青木委員 ありがとうございます。

続けて恐縮ですが、特許法のほうでは従前から緩和された運用というか、特に制限をかけずに運用されていたということだったと思うんですが、意匠法のほうで限定をされていた御趣旨というのは何かあったのでしょうか。

○前畑意匠審査基準室長 意匠だけで独自にといいますか、特許のほうは公開態様が以前は限られておりましたので、それが先般法律改正がございまして、公開したもののすべてを対象とすることになりました。それに伴って手続を緩和したまででございますが、意匠のほうは従前から、すべての公開のものが対象となつてございましたので、運用を変えるという契機がございませんでした。そこで、そこで多少の取り扱いの差が生じてございまして、そういった点を合わせるということが1点でございます。

あとは、もともと意匠につきましても足りなかった部分については後々補充ができると思っておりますので、証明すべき時点を出願時に持ってきてハードルを上げるのではなく

て、後から補充できるのであれば、最初は緩和していきたいという思いから、時期が遅くなってしまいましたが、こちらでも証明すべき事項は変わらないのですが、手続的に緩和したいと思っております。

あとはインターネットによる公開が最近大変ふえてきましたので、お問い合わせが増えてきてかなり量の量に上っております。お問い合わせが増えてくるということは、やはり皆様、手続にとっても苦労していらっしゃるということでもございますので、そういったものを契機といたしまして、意匠のほうでも遅ればせながら運用を変えさせていただくという経緯でございます。

○青木委員 わかりました。ありがとうございます。

○古城座長 ほかにございませんでしょうか。

上野委員。

○上野委員 第三者証明が不要になるということですが、出願人みずからの記載はもちろん必要だということで、かつ出願人の書類の提出の際の判こはどのようになるのでしょうか。

○前畑意匠審査基準室長 印でございますか。

○上野委員 そうですね。会社代表者になるのか、それに類するものになるのか。

○前畑意匠審査基準室長 そちらのほうは、通常でしたら会社代表などになるかと思えますけれども、そちらのほうも第三者ご自身の、一応こういうことを証明しますと、いついつに公表しましたということを証明いたしますということで、印を打っていただくこととなりますので、そこも必ずしも代表でなければならないといったものではなくて、出願人様みずからということがわかるようであればよろしいかと思えます。

そちらにつきましても詳細、そのような代表の印でなくてはならないかというものにつきまして、もし御不安なようでしたら、基準ではなかなかそこまで細かいことは難しいと思えますが、出願人様向けのQ&Aという形で展開させていただきたいと思っておりますけれども、そちらでもよろしいでしょうか。

○上野委員 質問の背景としましては、J I P Aでは千数百社いて、社員数も非常に多いところもございまして、代表者印をもらったりする手間があるので、そこら辺、緩和される方向であるのであれば、併せて御考慮をいただけたらということで考えております。

○前畑意匠審査基準室長 わかりました。特許のほうでは従前から本人証明でも大丈夫という運用で、会社代表者が推奨はされておりますが、代表者でなくても大丈夫ですという

運用にしておりますので、基本的にはそれに倣った形でさせていただきたいと思っておりますので。

○上野委員 はい、わかりました。

○前畑意匠審査基準室長 よろしいでしょうか。

○上野委員 はい、ありがとうございます。

○古城座長 ほかに。

堀越さん、お願いします。

○堀越委員 まず論点1の部分ですが、第三者証明が不要になる場合、今、デザイナー自身、あるいは主に中小企業者ですが、展示会は非常に多いわけですね。今までは展示会の主催者だったりするわけですが、展示会も今、非常にふえております。というのはビッグサイトを御覧になればわかるように、ほぼ毎週さまざまな展示会があるわけですね。その展示会以外に、地域でやる地場産業の展示会などさまざまなものがあるわけですが、ここで「証明する書面の記載内容も複雑化し」という表現があるんですが、これは一体どのぐらの類例があるのかというのは、何か資料はありますでしょうか。

展示会以外に、例えば卒業制作展ですとか、地場の展示会の非常に小さなものとか、主催者もこういった知識がない方が結構いらっしゃるわけで、そうした場合はどうしているのかとか、質問があるのかなど。

○前畑意匠審査基準室長 展示会でございますが、申しわけございません、類型としてデータを持ち合わせておりませんが、今まで御質問を受けていた感覚で言いますと、今おっしゃっていましたように地場での公開とか、自社内での発表会なども含まれております。大きなものでは、ビッグサイトで行っているような展示会でございますが、そういった細かいもの、自社内でのものもたくさん含まれてございます。

それも全然まだ網羅できていないのですが、参考資料2-4の出願人様向けの意匠の新規性喪失の例外規定についてのQ&A集というものを、今、特許庁のホームページで掲載しておりますが、そういうもので充実させようとしているところでございます。この運用が固まりましたら、そういった御要望や、堀越委員が中小さんや個人の方から御相談を受けているようなケースがございましたり、我々もこういった御質問を受けましたら、うまくQ&A集などで吸い上げていって、お示しできるようにしたいと思っております。

○堀越委員 こういうことを申し上げるのは、地域産業とか中小、学校関係は非常にこういった理解が乏しいところがありまして、説明しても何を書けばいいんだという話になる

わけですね。ですから、なるべく周知させるのが結構大事で、そののところに力を入れていただければと思います。

それと今、例えば地場ですと高級品を売るという話が多くて、大概発表は海外が先なんですよ。ですから、フランクフルトとかパリとかミラノで発表があるわけですが、そういったときにはどうしているのかというのは実態を確認されて、こんな書類が要りますというのは要るかもしれません。

○前畑意匠審査基準室長 ありがとうございます。さまざまな展示会などの態様があり、今まで我々も御質問とか、外部からいろいろなお問い合わせを受けておりますのでそういったものや海外も含めて、展示の態様を調査した上で、次回基準案のときにお示しさせていただきたいとともに、基準でカバーできない部分につきましては、出願人向けのQ&A集でわかりやすくできるようにしていきたいと思いますので、また御意見等いろいろ御指導いただけましたら幸いと思います。

○堀越委員 はい。

○木本意匠課長 ありがとうございます。この基準案の検討が終わりましたら、この内容を持ちましてパブリックコメントをとりまいたり、また説明会を各地でやろうと考えております。すべてのところには回りませんが、審査官のほうにも御質問いただいたり、説明会を通して質問いただいたりすることによって、広く内容が伝わるのではないかと思いますので、そのように対応させていただきたいと思います。

○古城座長 ありがとうございます。

ほかに何かございませんでしょうか。

林委員、お願いします。

○林委員 日本弁理士会の林です。論点1と2、それぞれについて少しコメントをさせていただきます。

まず論点1ですけれども、こちらのいわゆる4条証明書については従前から出願人の負担になっておまして、ご存知のとおり、日本弁理士会からもぜひ手続の緩和をお願いしたいということでお願いしておりましたところですので、今回このような形で審査基準の改訂を検討いただいているということは、日本弁理士会としては大歓迎です。本当に今回はありがとうございます。

その上で、方向性についてはもちろん異存はないのですが、5ページの(c)の留意点のところ、今回、出願人御みずからが準備した書面についても、一旦は運用上受け入れ

てくれるということではありますが、依然として客観性の高い第三者による証明書などの資料は、審判の場面ですとか、そういったところで必要ということは変わりはないと思いますし、そこに関しては私どもとしても引き続き必要なのではないかと考えておりますので、この点は是非留意点として明記いただければと思っております。

次に論点2ですが、留意点のところ類似する意匠を公開した場合については挙げていただいておりますが、一部弁理士の中でも公開した意匠と同一の意匠についてしか証明書が出せない、つまり4条の適用を受けられないと、ちょっと勘違いしてしまっている方もおられますし、類似意匠のみならず非類似の意匠についても対象となることなどは弁理士試験を離れると忘れてしまう方もおられますので、この点もぜひ書いていただきたいと思っております。

それから、創作非容易性の扱いはどうなるのかといったことについても、ちょっと踏み込んで書いていただけると助かります。

以上です。

○前畑意匠審査基準室長 まず、論点1についての依頼ですが、やはりユーザーに対して無効理由が生じる可能性があるので、裏づける資料があれば準備しておくことは望ましいということについては、出願人様向けのQ&A集等を通じて、引き続き注意喚起していきたいと思っております。

それから、先ほど意匠課長から話がありましたように説明会がございますので、説明会の場でもお気をつけくださいということで注意喚起していきたいと思っております。

論点2につきまして、出願の意匠と類似する意匠を公開した場合について明記することに対しては御理解いただいたと思っておりますが、それに加えて、創作非容易性の判断についても、要するに類似するだけでなく非類似であったとしても、創作非容易性の判断の材料になるようなものを公開してしまった場合についても、留意事項であるというお話をほかの方からもいただきましたので、こちらについても今回、必要なものについては網羅的に明記することにしておりまして、今、林委員から御提案ございましたので、基準のほうに盛り込むようにいたしたいと思っておりますので、また次回御確認いただければと思います。どうもありがとうございます。

○古城座長 貴重な御意見ありがとうございました。

ほかに何かございませんでしょうか。

小山委員、お願いします。

○小山委員 私どもは都内の中小企業を支援している団体なんですけれども、新規性を落としてしまうということは、今、都内の中小企業でも、日本オンリーのマーケットというよりも海外にどんどん出ていっています。その中でよく誤解があって、日本は新規性喪失の例外出願をやったので、それを優先権主張の基礎に外国出願ができるんだらうという錯覚があります。日本あるいは世界において新規性を落とすということは、逆に言うと世界中で権利化が原則できなくなってしまう、新規性喪失が認められる国だけそれをリカバリーできるという点は、ぜひとも伝えていただきたいと思います。

それから相談の中で、やはり証明書の様式がないというところで、ケース・バイ・ケースの文言とかいろいろあって、それが認められるかどうか、これも半信半疑で皆さん用意されていると思います。そういった点で、様式が一応例示として出る点はよろしいかと思うんですが、逆に様式に沿わなかった場合どういう扱いになるかということの後ほどお聞きしたい。

それから、よく相談がある事例では、証明書は証明書差出書で提出することになってますが、出願と同時に証明書を提出する場合、証明書差出書が必要なのか、それとも願書の添付書類でいいのかという点はQ&A集には触れられていないと思いますので、この機会に明確に書いていただくと、中小企業も非常に運用がしやすくなるのかなと思います。

以上です。

○古城座長 ありがとうございます。

いろいろな御意見が出ておりますが、ほかにございませんでしょうか。

○上野委員 よろしいですか、追加的に。

○古城座長 上野委員、お願いします。

○上野委員 国際協調というところでお話があったと思うんですが、たしかアメリカ、ヨーロッパだったら証明書が要らなかったように記憶しておるんですが、そこまで至るような案は検討されなかったのかという点が1つ。

あともう1つ、出願人側がふなれな点があって、結構手続がうまくいっていないというところで、J I P Aの意匠委員会の皆にもちょっと聞いてみたんですが、審査基準、便覧、Q&A、いろいろなところに散らばっていると。ですので、ふなれならざるを得ない状況なのかなという声がちよっと挙がってきているので、そこら辺、何かうまく見やすくおまとめいただけないかなという希望です。

それから制度の話ですが、実際、30日はちょっと短過ぎるという意見も委員から来てお

ります。

3点、よろしくお願いします。

○前畑意匠審査基準室長 最初の海外では証明書が、例えば訴訟の場において、その場で証明できればいいとなつていますが、今回日本はそこまで踏み込まないこととしています。あとは30日の件もですが、抱き合わせではございますが、やはりこちらは法律事項になってしまいますので、今回の基準の改訂では、ここまでは踏み込まないこととさせていただきたいと思います。こちらはまた場を変えて、また今後、状況に合わせて議論していくことになるかと思ひます。

○上野委員 わかりました。

○前畑意匠審査基準室長 あとは基準と便覧とQ&Aとばらばらになってということもございまして、今回できるだけそこをなくしたいと思ひますので、基準のほうにできるだけ明記しておきます。ただし、基準といいますのは審査官がどう行動すべきかということについて記載することですので、出願人様向けのものについてはQ&Aのほうできめ細かく対応させていただきたいと思ひます。できるだけこちらで努力したいと思ひておりますので、よろしくお願いいたします。

○上野委員 よろしくお願ひします。

○古城座長 ほかに御意見ございませんでしょうか。

堀越委員、お願ひします。

○堀越委員 論点2の部分ですけれども、展示会に複数意匠を出す場合というのはよくあるケースで、結局どれが売れるか分からない、どれが注意を引くか分からないということで、幾つかバリエーションが出てくると。結局、評価が低かったものは販売しないという判断にしたりするケースがあるわけですね。その場合、複数証明書類を出して、一部しか申請しなかったという場合は、ここではどういう扱いになってしまうのでしょうか。

○前畑意匠審査基準室長 複数のバリエーションを展示会に出して、そこでの売れ行きを見て、今後展開していく製品を決められるという状況であるかと思ひます。そういった場合、例えばその中の1つしか申請しなかった場合、その他のバリエーションのものを根拠に新規性の拒絶理由がかかる可能性がございまして、ですので、すべて申請漏れのないように、同じ展示会で公表したものは、さまざまな可能性を考えて申請していただきたいと思ひておりますので、その注意喚起の意味も込めまして、論点2では基準に書いて、皆様に注意喚起を促したいと思ひております。

○堀越委員 わかりました。

○古城座長 ほかにございませんでしょうか。

黒田委員、お願いします。

○黒田委員 1-2の(c)留意点のところに、「出願人みずからによる証明する書面に記載した事項が事実であることを裏づける資料を提出しておくことが望ましい旨の注意喚起をしておく」とございますが、例えばこういう場合はこう、こういう場合はこんな書面とか例示はされる御予定なんでしょうか。

○前畑意匠審査基準室長 こちらは先ほど申し上げましたように、まず単純に説明会で注意喚起していくということもございますが、Q&Aのほうで書かせていただく場合には、やはり幾つかの例を挙げないとQ&Aということになりませんので、出願人向けの事例を踏まえまして、こちらを展開していきたいと思っております。

○黒田委員 ありがとうございます。例えば、インターネットで公開された場合というのは、どういった資料をもって裏づける資料として例示される御予定なんでしょうか。

○前畑意匠審査基準室長 やはりインターネットですと一番ありがたいといえますか、我々も确实だと思うのはタイムスタンプをとっていただくといった内容になると思います。まず、お勧めバージョンを書いていくことになるかと思えます。それ以外にも、「こういった補強の仕方がありますよ」というのも、できれば書ければと思っておりますけれども、まずはお勧め例を書かせていただくことになるかなと思っております。

○黒田委員 ありがとうございます。

○古城座長 青木委員、手が挙がっていましたが。

○青木委員 拝見していてあれだったのは、どのぐらい審査基準に書かれるのかなというのが少し気になりました。というのも、利用者の方を拝見すると、先ほど来委員の先生方からもお話があったとおり、中小企業様とか、あるいは個人様の割合も比較的多いほうのかなという気もしまして。そういう場合に、例えば極端な話、特許法と同じような具体性で審査基準にも書かれるのか、あるいはもしかしたらもう少し詳しく、理由を多目に書かれるほうがいいのかもしいかなとか、そのあたりも今後御準備されるんだと思うんですけども、御検討いただければと思いました。

○前畑意匠審査基準室長 ではその観点も、特許法と同じレベルにするのか、それとも中小企業さんの御利用が多いですので、もう少し詳しくにするのかといいますのは、また事前にいろいろ御相談させていただきながら、今、青木委員から御指摘があった点も念頭に

置きながら検討させていただきたいと思います。

○青木委員 すみません、審査基準に書いたほうがいいのか、それとも説明会等でされたほうがいいのか、ちょっと分からないところではあるんですが、ちょっと御検討いただければと思いました。

○前畑意匠審査基準室長 委員の皆様にも御相談させていただくことになるかと思いますが、またその際はよろしく願いいたします。

○古城座長 ほかに何かございますか。

○澤井審査第一部長 1点補足させていただきます。

○古城座長 よろしく願いいたします。

○澤井審査第一部長 基本的に今回の新規性の喪失の例外の論点1、証明書に関して、特許とダブルスタンダードになっているという問題意識ですので、基本的にはすべて特許と横並びにしようと思っています。

特許は手引をかなり精緻に作っておりますので、皆様御案内のことだと思いますが、今、幾つか御指摘、御質問をいただいた事例などはかなり詳しく、ウェブサイトの場合、あるいは学会の場合、論文雑誌の場合等々、例えばテレビで放送したような場合なども、かなり多くの事例を公表させていただいておりますので、同じようにダブルスタンダードに映らないような検討を、これからも皆様の御意見をいただきながら進めていこうと思っております。

○古城座長 ありがとうございます。

ほかに。

どうぞ、堀越委員。

○堀越委員 最後になるんですが、この運用の明確化の資料4の1.の概要の下から7番目ぐらいに、「意匠登録を受ける権利を有する者（「権利者）」というのがあるんですが、この辺も、例えば説明会のときに事業者さんに十分説明していただきたいことだと思っています。この場合の意匠登録を受ける権利というのは、デザインをした人間、創作をした人間となるわけですね。権利者といった場合は、意匠の意匠権者ということで企業側なわけですね。このときに意匠登録を受ける権利を譲渡してもらってなければ冒認ということになりますよね。ここのところが、受ける権利と権利者というのが、どうもまだ事業者さんの中では曖昧であるという感じがするんですね。

意匠登録を受ける権利、デザイナーを無視して発表してしまったり、あるいはその逆で、

デザイナーが勝手にフライングして発表してしまったり、いろいろあるわけですね。ですから、このところはかなり明確に注意喚起をしたほうがいいのではないかと私は思います。

○前畑意匠審査基準室長 ありがとうございます。以下の点に関しましても、今、意匠登録を受ける権利を有する者について、説明会等で中小企業様向けに、よくよく説明させていただきたいと思います。御指摘ありがとうございます。

○古城座長 大体出尽くしたぐらいのところでしょうか。ほかにございましたら、まだ少し時間はありますが。

では、よろしいでしょうか。運用の明確化に関する新規性喪失の例外規定の適用に係る運用の明確化に関する御議論は、皆様いろいろ御意見ありがとうございました。大変充実した御議論になったかと思えます。

今後の予定

○古城座長 それでは、議事次第6. 「今後の予定」に進ませていただきます。

事務局から御説明をお願いいたします。

○前畑意匠審査基準室長 皆様、資料番号5、今後の予定を御覧ください。先ほど冒頭でも簡単に申し上げましたが、次回の第10回意匠審査基準ワーキンググループは、来年1月下旬から2月上旬の開催を予定しております。本日の議論でいろいろいただいた御意見や御提案などを踏まえた上で、意匠の新規性喪失の例外規定の適用に係る運用の明確化に関する改訂意匠審査基準案の提示をさせていただきます。

そして、②願書及び図面の記載要件並びに、③参考図の取り扱いに関する対応方針の確認と、改訂意匠審査基準案の検討を委員の皆様をお願いしたいと考えております。

意匠基準審査ワーキンググループにおける以上の検討が終了いたしましたら、検討結果及び改訂意匠審査基準案をパブリックコメントに付させていただくことになります。

以上でございます。

○古城座長 私から質問ですが、次回では項目の①から③全部について、改訂の基準案が提示されるということですか。

○前畑意匠審査基準室長 はい。

○古城座長 はい、わかりました。ありがとうございます。

○金子委員 1点よろしいでしょうか。今のお話の続きになるんですけれども、②と③に関しては、次回いきなり基準案の検討に入るということで、例えばこれはどれぐらい事前に見せていただいて、事前の検討をさせてもらえるのかなというのは、とても不安な状況なんです、その辺はどれくらいもらえるんでしょうか。

○前畑意匠審査基準室長 案自体はできるだけ早目には思っておりますが、参考資料1の願書及び図面の記載と、次の参考図の取り扱いにつきましては、こちらと同時並行で産業財産権制度問題研究といたしまして、意匠制度の利便性向上に向けた運用の見直しに関する調査研究で、企業様や弁理士の方々を対象に、内外でアンケート調査を行っております。ヒアリングも行っております、こちらのユーザーの皆様方からの御意見をまとめまして基準改訂にいかうと思っております。

こちらが今月末ぐらいに中間取りまとめぐらいの形で、内外のアンケートとヒアリング調査の結果が出てまいりますので、急ぎ1月上旬から中旬にかけて、もう基準案を作成していくこととなります。したがって、まず出願人の皆様からの御意見はいただいた上で作るという前提になってございます。あとは委員の皆様方に、最低でも中旬ぐらいまでには基準案を作りまして、できるだけ早目に御相談申し上げたいと思っております。こういった進め方でまいりたいと思っておりますので、御協力のほどよろしく願いいたします。

○金子委員 わかりました。ありがとうございます。

○古城座長 ほかに。

○小山委員 今、別途やられているアンケートの内容というのは、次回の会合以前に見せていただくことはできるんでしょうか。

○前畑意匠審査基準室長 次回の会合のときに、そのアンケート結果やヒアリングの結果もお出ししますので、それ以前に委員の方々には、どういった内容かという質問内容だと思いますが、そちらも含めて御説明に上がらせていただきたいと思っております。

○古城座長 そうしますと大分忙しい日程のようですが。

○上野委員 済みません、確認よろしいですか。

○古城座長 上野委員、お願いします。

○上野委員 ①の審査基準案というのは、ここでの今の話し合いを受けて作成されると考えてよろしいでしょうか。

○前畑意匠審査基準室長 はい、そのつもりでおります。

○上野委員 であれば、②と③は次回予定している議論を受けて、リバイズするものが後

日出るというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○前畑意匠審査基準室長 修正もあり得るかと思います。

○上野委員 わかりました。

○前畑意匠審査基準室長 その修正を行って、また皆様に御確認いただいた上で、パブリックコメントに付すことになると思います。

○上野委員 はい、わかりました。

○前畑意匠審査基準室長 本当にショートノーティスで申しわけございませんが、御協力よろしくお願いいたします。

○古城座長 日程等につきましては、ほかに御質問等ございますか。よろしいでしょうか。

本日はどうもありがとうございました。これできょう予定しておりました議題を一応全部終わりましたので、以上をもちまして第9回意匠審査基準ワーキンググループを閉会といたします。本日は長時間熱心に御審議いただきまして、ありがとうございました。

閉 会